

新都市建設の趣の解を御、さうに地方課の解を御、おの
りまじります。自治省には行つておられますが、都の地方課の解を
御、おられますのふ当然いつたものと思ひます。人員整理の件が
ござります。お恐らくさうきつり事はなうと思ひます。かゝるご
まじり場合でも先程申し述べた商談の方位で済むのや
はなからうか。この場合でも、もちろん勸奨という順を御、し
“絶”すに”という事をしなうで済むとあえま切ります。

一 議長(天久保一郎君) 議長

一 議長(中西善蔵君) 二 三番

一 三番(天久保一郎君) 問題なのは防音工事の補助金と関係です
が、町長は恐らく”とか、どう”という答弁がさういふ切ります
すめ、この事、今回の地敷法を受けかたを結果にさういふ
いふとあえます。さうのは、防音工事のせういふ措置がさう

いふなら、将来のせういふ良いという関係からやはり地敷法さう
関係あるさういふ切、さういふ問題が関係するさういふ切ります。こ
ういふ問題にさういふ、さういふ”とか、恐らく”というさういふ、いやしくもこ
重なる段階にさういふさういふ答弁がはたはる解がさういふ
という事はさういふ切ります。

一 議長(中西善蔵君) 石川町長

一 町長(石川常太郎君) 防犯方に参りまして、将来の事はさうい

わらないわけがござります。ただ、現在の問題として、本年は
通常に、さういふ事を進めようとして、さういふ困るりかという事
で、程人々増えないという事は、さういふ切ります。防犯方も
大蔵関係がござります。さういふはさういふ切ります。現在の問題と
して、削減さういふ、さういふ切ります。さういふ事は、さういふ切ります。

一 三番(天久保一郎君) 議長

別冊、羽村町の町合併について市と実現したい、羽村町の井
 上町長に依頼したいというような談話が発表された。しかも億の借
 金などのそういう一面を、勇ましい見出しで発表された事と
 私は記憶しておりますが、これは、体町長の真意がどこにあるかとい
 う事と何いれない。しかもその後における両者の新聞で羽村町
 の井上町長が談話の発表に「つまり」といふ事と、人づかいで福生町が「つまり」
 貸金子町の借入で「つまり」といふ事は、つまり言わねばなり、まあ
 世にデイトをしましうと申し込んで、是時につとくつとくつとく
 ともないおねをしろい。これは町長一人の困難である。福生町全
 体のさういふふうに甘く見られようは危かすわけがわかります。
 これは地賦法とは全然別な問題かも知れません。地賦法を受けようか
 どうかという事ばかりで、そのような町長の真意がどこにあるか
 といふ事も何いれないと同時に、その夜事を町集したいと思う

わざわざあります。又町長は地賦法適用の計画書作成をせよと
 美辞麗句を並べ、自ら自賛も甚しいと思ひます。これはまた、
 自分の書いた絵が最も良いだ、というやうな印象を私は受ける
 あります。これはもうと素直に、真にやむを得ない段階に入つてい
 へり、たゞ、能く受ける方々、さういふ方々と同じうに、さういふ
 火に再建団体の申出資料につづいて、若干の償還を申し込みたいと思
 います。本来ならば、この地賦法というものは、前年度に計する赤字を解
 消するための法律をなければならぬものであり、当然に「九年度」決
 算に於ける赤字に耐えられ、さういふか、又都に拘
 りては、さう赤字のなかに起債がもう入らないといふところのわけや、
 今、今も、実施して、さういふ赤字団体に耐えられ、さういふ赤字
 と、さういふところ、さういふ償還、さういふわけであり、さういふ
 美から、さういふと、福生町の場合には、非常に内容が違つており、

先程も大久保議員の指摘しましたごとく防衛工事建設が大きなウエイトを占めていこうにあらねばなりません。大久保議員の質問と答へにわけがあります。第九年度の予算案に附きまして、国庫の都府起債補助というものが大中に組みこまれました。現実に切迫はせぬものがある。今後わかれは一年間における予算に切り込み、都府の財政状態や地方団体を圧迫しなかりました。この長期計画に附きまして、本当に信頼できるかどうかという事かと感じます。又先般の議会に附きしても論議されました町民の要望に對する策について、その実施をどうしようにやらうかといふ事にと感じります。又職員組合かなり反社運動をしていろうで、労働組合との話合いの身通し等にも切らばどつさうにある。又地方自治会館の手当てについても切望したいと思ひます。今年の二月三日自治省の発表によりますと、町財政も圧迫してい

万の地方公務員の給与を減らすという事を指摘してあります。これは
 自治省の発表によります。本年七月一日の調査によりますと、国七百とす
 ると都の百七・九六、又大都市は百三十四、市は百八、町村
 は八十七、二でござります。国家公務員一人当りの平均給与額は當時
 三万五千三百十九円、都道府県に置きましては三万八千三百十三円、大
 都市にありては三万三千七百三十九円、町村にありては三万五千二百
 五十九円、これは福生の職員がはたして国家公務員並であるいは都道
 府県にありては、すなわち大巾なものを取ろうとあると、因に私
 はこの表を拝見しますと、この中に東京の給与額の職員が四万七
 千九百四十四円から五万四千四百四十四円まで、二等職員が三万五千
 十円から四万七千四百四十四円、三等職員が三万五千十円から四万五
 千七百四十四円、三々名、四等職員が三万六千九百十円から三万七千八百
 五十四円、四々名、このように内容とありますと、私は、はたしてこの福生町

職員給与といふものは、不当に高いものがあるからといふ事、又平均給与は一体いくら位あるといふ事も、合せて説明を求めたいと思ふ事。
最後にふたつ述べた場合、四年度予算の解釋を乞ふ所であるが、
すの、地方財政再建促進特別措置法に規定し、自治省の通達を乞ふ事
と、財政再建促進法に規定し、財政再建の申出の日から財政計画が
執行の日まで相当の期間を要する事、この間の予算の執行は義
務的経費以外の経費について極力執行の抑制をせよと、財政再建
後財政再建に支障をきたさないように留意せよといふ、又三項に於
ききして、財政再建の指定日の属する年度から財政再建の初年度
として、財政再建期間に含められ、従つて、財政再建計画が完成さ
いた場合により、これは当該年度予算は、財政再建計画に適合する
ように必要で方法を取らなければならぬといふ通達がある。つまり
す。このように美しつゝ、理事長は今後四年度予算の組立て

の範囲をこのようにあるからである、もちろん全国の適用団体により
まして、実施にさいしては、美し調査し、予算と税金の税人との新が
とつて、切り又そのいふところ、処理するからといふ事、さういふ事、大体税
つぎ、さういふは、給つた団体は、財政再建の次の増収措置を講じて切
ります。徴収命令の所、さういふは、税率の所、さういふ事、未だ、額か
削減があり、財政の困難な団体により、さういふは、この措置を、等
行つて、自己財政の自立につとめて切ります。さういふは、住民負担の限界
と、その能力、区域、さういふ原因により、その間に、検討するから、下措置さ
れ、切り、今また、実施するから、団体により、さういふは、算定するから、あります
が、このように、問題に、つぎ、さういふは、地財政の措置も、さういふ事、あは、さ
り、つたから、切り、財政再建計画の作成に、切つて、指定日の属す
る年度以降の年度分の、増収その他の収入について、その収入成績以上
に、高めたから、計費、及、実施、調査といふ事、に、さういふ切ります。

とうとう、南に外れまして、今後この適用を受けるものは理事者はどの
 ように考えようか、又その繰り金でござりますか、例えは、今まや
 の適用団体はほとんど繰り金を出してござります。これは、法の運用
 前からのことは原則として認めない事になるか、それとも、等
 に規制すると住民に大きな影響を及ぼすので、示す歳次減額して
 今年度当りもあつて健康保険に、住民からも苦情や異議が
 あつたように聞いたりござりますか、今後健康保険費に、おきまして現
 行通りいくかどうか、今後打ち切る意思があるかどうか、どうか、細い矢に
 ついては、私は研究してござりますか、その矢について、お断り願ひ
 たいと、思ひます。次に人事でござりますか、その福生町は特殊な形
 態に、あつて思ひます。其地を、抑え役場の窓口に事務として、他
 町村から見ると、非常に労働というが、事務が煩雑であつて、思ひ
 ます。それと、單なる自治省の指示によりまして、このように、支

ましく事は非常に重要であると思つてござります。その最中に
 における町村職員の人には特別平均数といふものはどういつ指針を
 受けておられ、前には新市町村の建設方針に人口別に基く職
 員の人数の割当だといふものも承知しておりますが、現在におきまはど
 ういふものか承知していただく説明願ひたいと思ひます。以上の点に
 ついては理事の方で明確な所見を求めたいと思ひます。又この
 内容に於ける借入金金の償還、利率別現在高、決り可処分資産
 の状況を見させていただきますと、如分可能の土地を九百五十坪、価格千九百
 二十五万円、坪単価内のような土地が、如分可能として請求するものが、こ
 ろについても説明を求めたところからござります。又この内容から
 極力もう一方の見積りも、今後完成するであろう敷地といふものを今
 後の事業に充てるという意図があるのかどうかわかりませんが、
 いかにしても地蔵後といふものは決して名譽なものではないと

